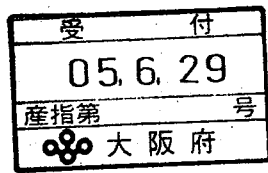


(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 日

大阪府知事 殿



提出者

住 所 大阪市住之江区南港北2-1-10

氏 名 大阪市水道局長 谷川 友彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6616-5400

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大阪市水道局 工務部 庭窪浄水場
事業場の所在地	守口市淀江町11-31
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	36：水道業
②事業の規模	149,034,500m <sup>3</sup> /年（※給水量）
③従業員数	62名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	資料1のとおり

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 別紙 (資料2、資料3) のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 ( 4年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	①浄水汚泥	②汚泥
	排 出 量	86680 t	1.29 t
	(これまでに実施した取組) 平成15年度から、薬注式加圧脱水機を無薬注式加圧脱水機に変更し、排出量を抑制している。 排泥計画及び処理施設等の現状の分析と評価を行い、減量化の可能性を検討すると共に、凝集剤の使用低減を行なう等、中間処理及び最終処分量の削減を図り産業廃棄物の減量化に努めている。[上水汚泥]		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①浄水汚泥	②汚泥
	排 出 量	97435 t	2 t
	(今後実施する予定の取組) 排泥計画の立案及び処理施設等の現状分析と評価を行い、減量化の可能性を検討し最終処分の減量化、再資源化、埋立処分地の延命化を推進する。減量化について、次の掲げる事項を実施する。 ①発生抑制：適性な排泥工程の実施。②再生利用：コスト面において再資源化を検討する。③中間処理：引抜汚泥濃度の状況を把握し、効率の良い運転を行い、含水率の低減に努める。④凝集剤の使用低減に伴う発生汚泥量変化の検証を行う。[上水汚泥]		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 浄水汚泥、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、かれき類、木くずはそれぞれに分別、保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取組みを継続して行う。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①浄水汚泥	②汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①浄水汚泥	②汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①浄水汚泥	②汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	81781 t	- t
(これまでに実施した取組) 平成15年度から、薬注式加圧脱水機を無薬注式加圧脱水機に変更し、排出量を抑制している。 排泥計画及び処理施設等の現状の分析と評価を行い、減量化の可能性を検討すると共に、凝集剤の使用低減を行なう等、最終処分量の削減を図り産業廃棄物の減量化に努めている。[上水汚泥]			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①浄水汚泥	②汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	92435 t	- t
(今後実施する予定の取組) ①発生抑制：適正な排泥工程の実施。②中間処理：引抜汚泥濃度の状況を把握し、効率の良い運転を行い、含水率の低減に努める。③凝集剤の使用低減に伴う発生汚泥量の変化の検証を行う。[上水汚泥]			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①浄水汚泥	②汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①浄水汚泥	②汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

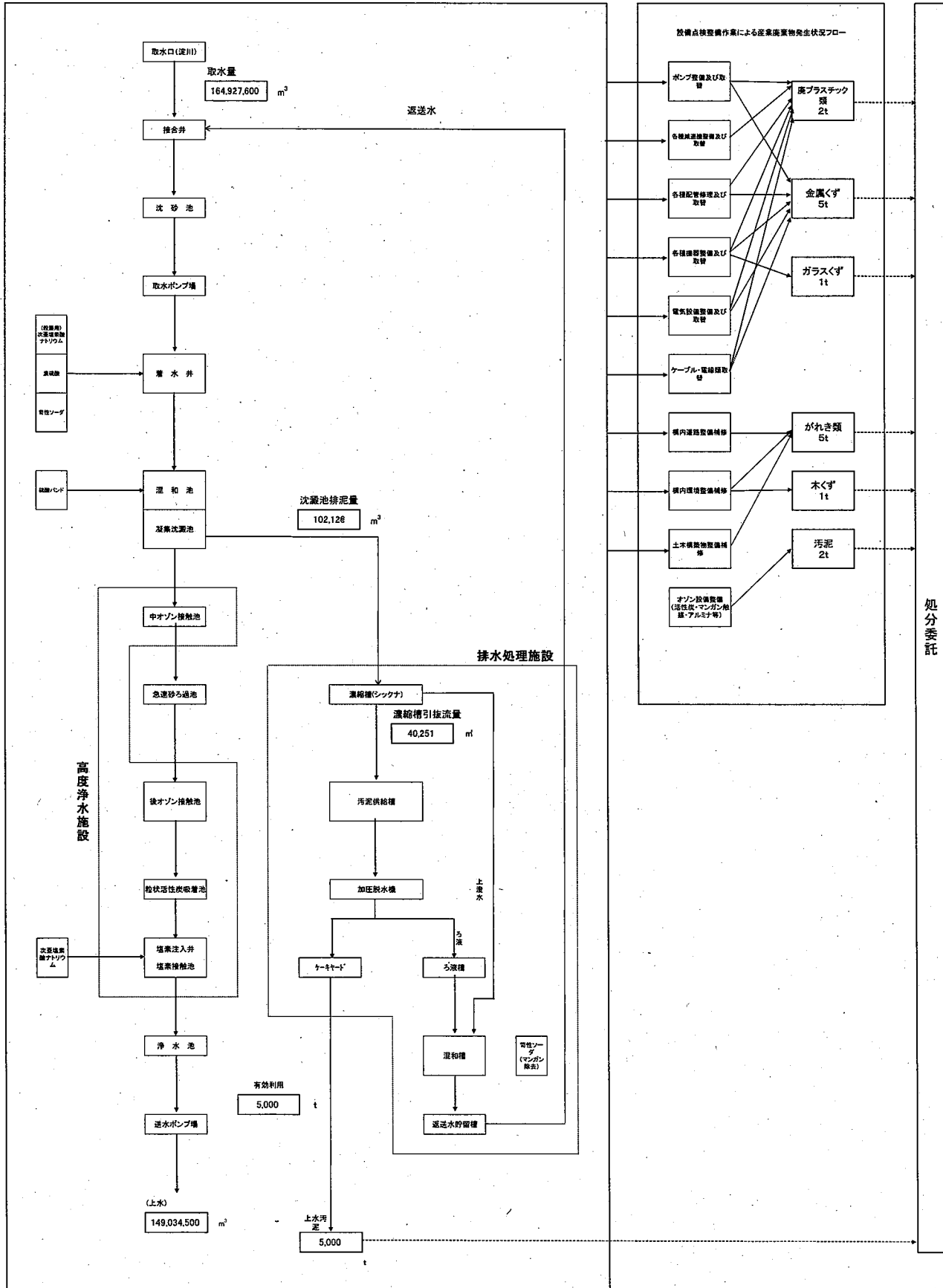
## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①浄水汚泥	②汚泥
	全処理委託量	4899 t	1.29 t
	優良認定処理業者への処理委託量	4899 t	- t
	再生利用業者への処理委託量	4899 t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
(これまでに実施した取組) 発生汚泥については、総合評価方式により提案を受けた埋め戻し土として有効利用する委託契約を締結している。			

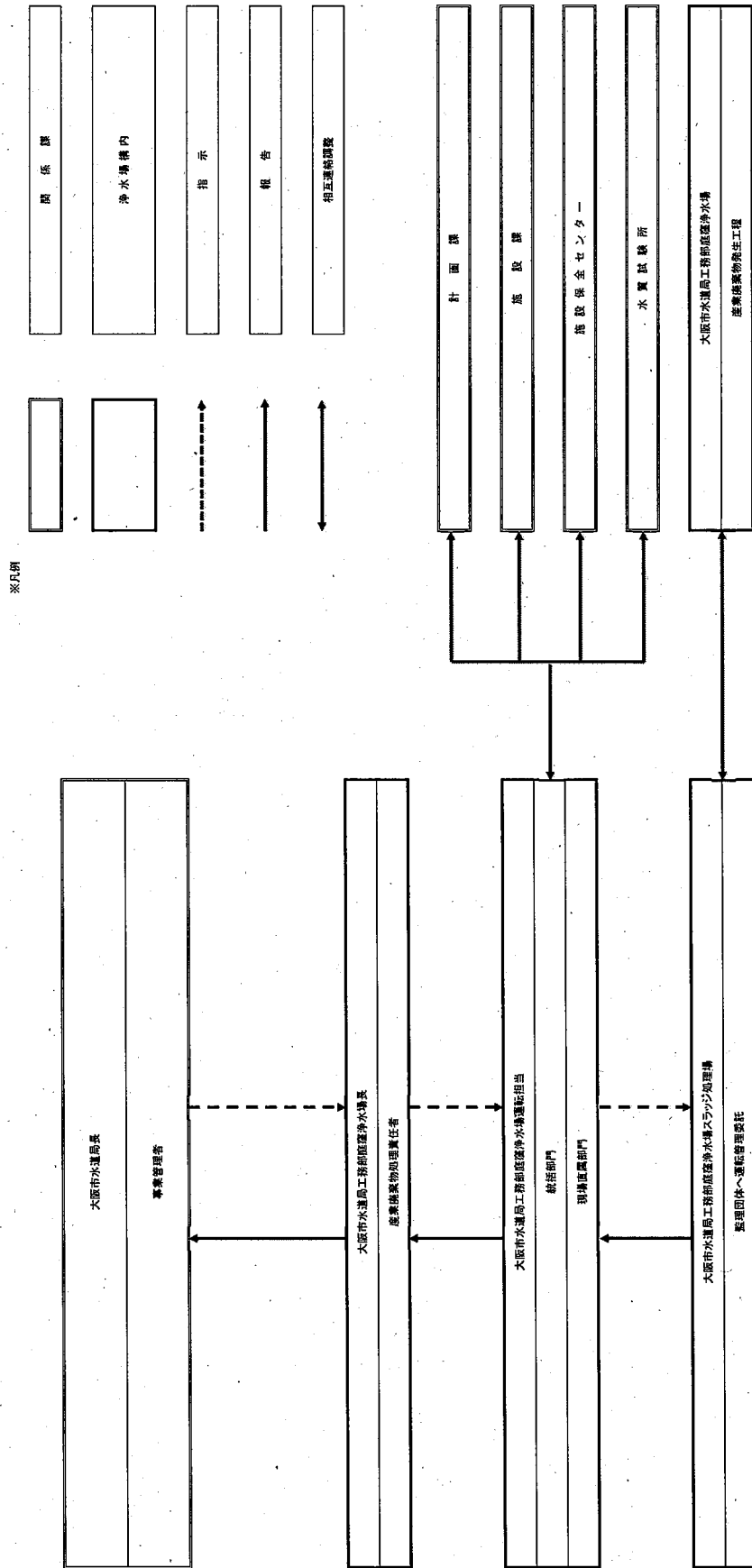
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①浄水汚泥	②汚泥
	全処理委託量	5000 t	2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	5000 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	5000 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
<p>(今後実施する予定の取組)  最終処分の減量化、再資源化、埋立処分地の延命化推進の観点から、  極力再生利用を行うよう努めたい。[上水汚泥]</p>			
※事務処理欄			

庭窪浄水場 産業廃棄物発生工程フロー

令和5年度(計画)



産業廃棄物の処理に関わる管理体制図(庭窪浄水場)



## [ 各 部 署 の 役 割 ]

部 署	役 割
大阪市水道局工務部 庭窪浄水場 運転担当事務所 (統括部門) (現場直属部門)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発生から処分に至る統括的な把握</li> <li>○官公署等への報告</li> <li>○各部署間の調整及び指示</li> <li>○廃棄物の減量化及び適正管理</li> <li>○上水汚泥の性状、発生量及び排出量等の把握</li> <li>○運搬・処分業者との委託契約に係わる業務</li> <li>○産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付及び管理</li> <li>○補修(設計施工)</li> </ul>
大阪市水道局工務部 庭窪浄水場 スラッジ処理場 (運転管理を監理団体へ委託)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スラッジ処理施設の運転管理並びに点検、小修理、清掃、整備等の実施及び報告</li> <li>○スラッジ処理施設の稼働状況の把握。日報、月報、年報の作成及び報告</li> <li>○スラッジ処理施設の稼働状況の把握。日報、月報、年報の作成及び報告</li> <li>○保管施設での保管量の把握、記録の作成及び報告</li> <li>○薬品の在庫状況の把握、記録の作成及び報告</li> <li>○各種資料の作成及び報告</li> </ul>
計 画 課	○スラッジ処理の全体計画及び予算管理
施 設 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スラッジ処理設備の更新(設計)</li> <li>○脱水ケーキの新規研究開発調査</li> </ul>
施設保全センター	○スラッジ処理設備の更新(施工)
水質試験所	○産業廃棄物(脱水ケーキ)の溶出及び成分試験